

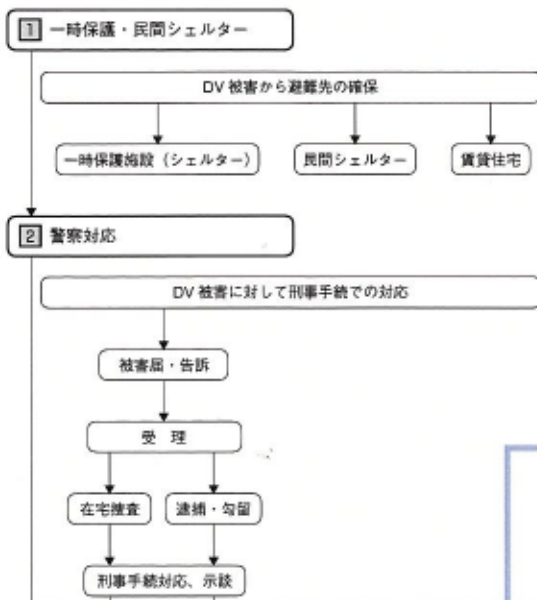
内容見本 (B5判縮小)

第1編 第3章 安全の確保

45

第2 避難

<フローチャート～避難先の確保・対応>



118

第1編 第4章 援助等の手続

しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

このように、子に対する身体的暴力(1号)、性的暴力(2号)、ネグレクト(3号)と並んで、精神的暴力とともに「面筋DV」が子に「著しい心理的外傷を与える言動」の一例として挙げられています(4号)。そのため現在では、面筋DVがある場合は児童相談所に通告し、児童相談所が子の安否確認や面談などをする運用が取られています。一方で、子どもの目では暴言や暴力がない(子どもが見ていないところで暴力が振るわれる)DVケースも多々あります。中には、子どもにとっては優しく良い親として振る舞う加害親もいます。こうしたケースの場合は、面筋DVと比べて、配偶者へのDVがあることだけをもって子の福祉に反するとはいい難くなり、最終的には他の要素との総合判断になることは注意が必要です。

ケーススタディ

Q 経済力がない女性は、親権や監護権で不利になりますか。

A 経済力は監護能力の一内容ではありますが、ここで述べた要素に比べると大きな理由にはなりません。女性の場合は専業主婦やパートなど経済的な自立が難しい場合も多く、そうした女性は経済力がないために監護権や親権を失に奪われるのではないかと心配する方も多々です。特に日本社会は男女間に経済力の格差が著しい社会といえますし、ジェンダー意識も弱いので、経済的暴力(いわゆる生活費を渡さないとか、女性が働くことを許さない等)に近い価値観の男性も多く、この経済力の違いを同居中に盛んに言いつけて「同じだけ稼げるようになってから意見を言え」とか、「誰のおかげで暮らしているかと思ってる」など、女性がそれを聞き流している場合も多く見られます。そのため、経済力がない女性は親権者や監護権者になれないと思いつ

64

第1編 第3章 安全の確保

作成支援などを行ったりしています。

エ 就業・自立支援

各種の行政サービスや福祉制度を紹介し、これらの利用を支援したり、就業や住居の確保など、自立に向けた支援を行ったりしています。

(4) 福祉事務所・女性相談員(女性相談支援員)・・・・・・・・

◆福祉事務所について

福祉事務所は、都道府県と市(特別区を含みます。)が条例により設置する福祉に関する事務所です(社会福祉143)。

福祉事務所は、配膳センターの役割を担う場合があるほか、DV被害者に対し、関係諸法令の定めるところにより、その自立を支援するために必要な措置を講じるよう努めるものとされています(DV防止法8の3)。

実際の福祉事務所の業務では、被害者に避難できる住居を紹介したり、生活保護の申請、児童扶養手当の申請、生活資金の貸付けを行ったりして、避難後の生活を始めるに当たっての支援を行っています。子どもを連れてくる場合には、保育所の入所についての相談もあります。

また、母子生活支援施設などへの入所について、福祉事務所が窓口となって受け付けています。

◆婦人相談員・女性相談員・女性相談支援員について

婦人相談員はもともと児童福祉法35条に基づいて各都道府県知事又は市長により委

180

第2編 第4章 調査・一時保護

◆手続

子どもの住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の裁判官に対し、臨検・捜索許可状請求書及び必要な資料を提出して申し立てます(請求書の書式は児童相談所運営指針の末尾に提供されています)。請求から許可状の交付までの時間は事案や資料の不足の有無、裁判所の体制等にもよりますが、数時間で交付される例もあるようです。

許可状の交付を受けたら、その定める有効期間の間に臨検捜索を実施することになります。保護者が鍵を開けないときは、立入調査とは異なり鍵を破壊するなどして立ち入ることもできます(児童虐待9の7)。臨検捜索の際には、建物の所有者など責任者を立ち合わせなければなりません(児童虐待9の9)。保護者が暴力により抵抗することも想定されるため、ほとんどの場合、警察に援助を求めているものと思われます(児童虐待10)。なお、臨検捜索については、審査請求や行政事件訴訟法に基づく差止めの手続きを提起することはできないものとされています(児童虐待10の5・10の6)。

3 一時保護

(1) 制度概要

一時保護の制度を概観します。

(2) 引き続きの一時保護の承認申立て

2か月を超えて一時保護を継続する場合であって、そのことが親権者等の意に反する場合、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければなりません。

(3) 一時保護状について

令和4年改正(児童福祉法)で、一時保護状が導入されました。一時保護状は、一時保護開始当初についても、裁判官の司法審査を必要とするもので、刑事手続における令状に相当するものです。

(1) 制度概要

◆要件

児童相談所長は、必要があると認めるときは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を図

DV・児童虐待に関する両法制度の理解を深めることが被害拡大を防ぐ第一歩に!

DV・児童虐待事件処理マニュアル

編著

磯谷 文明 (弁護士)  
山崎 新 (弁護士)

両分野の専門家が  
一味同心で書き上げた  
実務家必携の一書!

◆「嫡出推定の見直し」「懲戒権規定の削除」等の民法改正や「一時保護開始時の司法審査の導入」等の児童福祉法改正といった最新の法改正についても言及!

B5判・総頁322頁  
定価3,960円(本体3,600円) 送料460円  
ISBN978-4-7882-9128-7

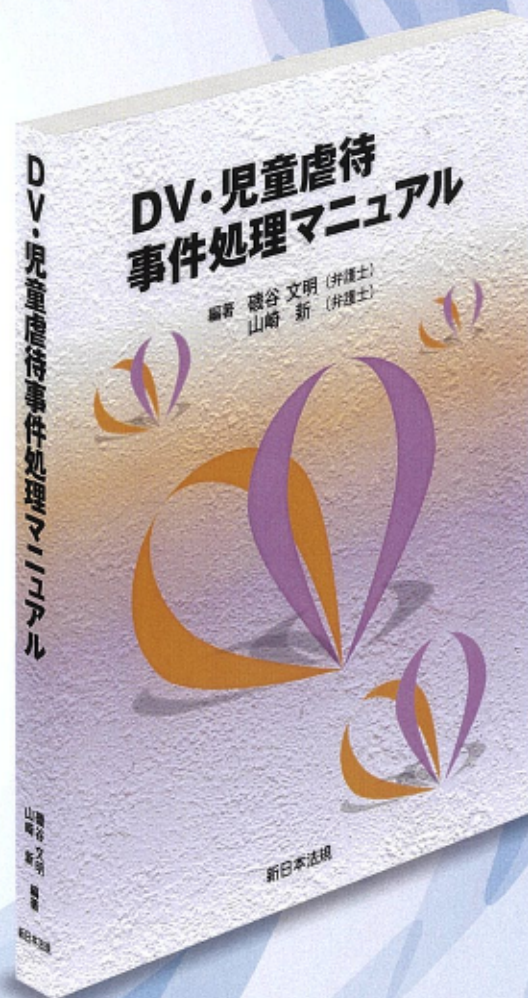
0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



詳細はコチラ!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉  
定価 3,630円(本体 3,300円)



新日本法規出版株式会社

本社 東京都中央区本町1丁目23番20号  
総務本部 〒460-8466 名古屋市東区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市東区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目1番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
〒2023.1)51002581

この印刷物は環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



# 掲載内容

## 第1編 DV

### 第1章 概説

- 1 DVの定義
- 2 DV防止法の概要

### 第2章 相談・受任

#### 第1 相談

##### <フローチャート～相談・方針の決定>

- 1 相談を受ける
  - (1) 予約のときの留意点
  - (2) 被害者の心理状態
  - (3) 親族・友人が相談に来る場合
- 2 リスクアセスメント
  - (1) リスクアセスメントの重要性
  - (2) 警察庁の通達
- 3 法的手続の方針
  - (1) 保護命令の可否
  - (2) 子どもをめぐる手続の要否
  - (3) 離婚手続の選択
- 4 警察による介入の要否
  - (1) 被害申告と警察庁の通達
  - (2) DV防止法上の規定
- 5 別居に向けた準備
  - (1) 暴力の証拠・財産の把握
  - (2) 荷物の整理
  - (3) 行政や民間の支援
  - (4) 加害者への説明をどうするか

#### 第2 受任

##### <フローチャート～受任からの流れ>

- 1 法テラスの利用
  - (1) 法テラスの相談援助
  - (2) 法テラスの代理援助
- 2 相手方への通知、連絡
  - (1) 受任通知と業務妨害対策
  - (2) 安全確保と秘密保持

### 第3章 安全の確保

#### 第1 保護命令

##### <フローチャート～保護命令の申立て>

- 1 保護命令の申立準備
  - (1) 保護命令の種類
  - (2) 保護命令の要件
  - (3) 期間
  - (4) 証拠
- 2 保護命令手続の流れ
  - (1) 手続概要
  - (2) 審理
  - (3) 発令される場合、却下される場合
  - (4) 再度の申立て
  - (5) 保護命令の申立ての取下げ・保護命令の取消し

【コラム】DV防止法の改正—専門調査会の報告書

#### 第2 避難

##### <フローチャート～避難先の確保・対応>

- 1 一時保護・民間シェルター
  - (1) 一時保護とは

- (2) 一時保護の現状・課題
- (3) 民間シェルター
- (4) 賃貸住宅への転居

#### 2 警察対応

- (1) 刑事事件の流れ
- (2) 被害届・告訴
- (3) 被害届・告訴提出後の流れ
- (4) 示談とその内容について
- (5) 刑事裁判になった場合の対応

#### 3 ストーカー規制法の応用

- (1) ストーカー規制法の概要
- (2) DVへの応用事例

#### 4 行政との連携

- (1) 行政との連携の必要性
- (2) DV等支援措置
- (3) 配偶者暴力相談支援センター
- (4) 福祉事務所・女性相談員（女性相談支援員）

【コラム】婦人相談員の支援内容と、弁護士や専門家との連携

### 第3 生活の基盤について

##### <フローチャート～生活の基盤を整えるために必要なこと>

- 1 経済的なこと
    - (1) 生活費の確保
    - (2) 住宅の確保
    - (3) 仕事・就労支援
  - 2 各種手続
    - (1) 健康保険・年金保険
    - (2) マイナンバー
    - (3) 郵便物
    - (4) 携帯電話・GPS
    - (5) 友人などへの連絡・SNSなどの留意点
    - (6) 学校
- 【コラム】別居後の子どもの心身のケア

### 第4章 離婚等の手続

#### 第1 協議離婚

##### <フローチャート～協議離婚の流れ>

- 1 交渉
  - (1) 相手方との交渉の留意点
  - (2) 交渉の進め方
- 2 協議離婚合意書・公正証書
  - (1) 文書にする必要性、留意点
  - (2) 不払があったときの対応
- 3 離婚届
  - (1) 離婚届記載・届出の留意点
  - (2) 年金分割の手続
  - (3) 子の氏の変更手続

【参考書式1】協議離婚合意書  
【参考書式2】離婚給付等契約公正証書

#### 第2 調停離婚

##### <フローチャート～調停離婚の流れ>

- 1 調停申立て
  - (1) 離婚調停の概要
  - (2) 申立書・添付書類
- 2 調停期日
  - (1) 期日における留意点
  - (2) 進行について

#### 3 調停成立

- (1) 調停成立後の手続
- (2) 不履行があったときの対応
- (3) 調停合意ができない場合

### 第3 裁判離婚

##### <フローチャート～裁判離婚の流れ>

- 1 離婚訴訟の提起
  - (1) 離婚訴訟の概要
  - (2) 訴状・離婚原因
  - (3) その他
- 2 期日対応
  - (1) 出頭の要否
  - (2) 尋問期日
  - (3) 和解期日
- 3 判決・和解
  - (1) 判決・和解後の手続
  - (2) 不払があったときの対応
  - (3) 控訴の手続

### 第4 子どもをめぐる紛争

##### <フローチャート～子どもをめぐる紛争>

- 1 監護者指定・子の引渡し
  - (1) 手続概要
  - (2) 「子の福祉」
  - (3) 「子の福祉」とDV
  - (4) 被害者が別居親である場合
- 2 面会交流
  - (1) 面会交流調停の流れ
  - (2) 同居親がDV被害者である場合に、それぞれの親に求められる配慮
  - (3) 間接強制・慰謝料請求
  - (4) 第三者機関の活用
- 3 嫡出推定
  - (1) 嫡出推定の概要
  - (2) 無戸籍問題とDV
  - (3) 法的手続概説

### 第5章 その後の対応

##### <フローチャート～その後の対応>

- 1 離婚後も利用できる手続
  - (1) DV等支援措置
  - (2) 保護命令
  - (3) その他
- 2 警察への支援依頼
  - (1) ストーカー規制法
  - (2) DV被害者としての援助
  - (3) 刑事事件化
- 3 養育費の不払
  - (1) 履行催告
  - (2) 差押え
  - (3) 再度の調停
- 4 面会交流のトラブル
  - (1) 履行催告
  - (2) 再度の調停
  - (3) 第三者機関の活用

## 第2編 児童虐待

### 第1章 概説

- 1 児童虐待の定義
- 2 児童福祉法等の概要

### 第2章 相談・発見

##### <フローチャート～相談・発見>

- 1 相談先を選定する
  - (1) 児童相談所
  - (2) 市町村
  - (3) 警察
- 2 児童相談所の対応の概要を知る
  - (1) 受理（緊急受理）
  - (2) 調査
  - (3) 援助方針の決定

【コラム】児童相談所に関する誤解
- 3 相談後の連携
  - (1) 要保護児童対策地域協議会
  - (2) 個人情報提供

### 第3章 通告と受理

##### <フローチャート～通告と受理>

- 1 通告と受理
  - (1) 通告とは
  - (2) 受理後の対応
- 2 弁護士業務における児童虐待対応
  - (1) 弁護士が児童虐待を発見したときは
  - (2) 父母間紛争における代理人活動

### 第4章 調査・一時保護

##### <フローチャート～調査・一時保護>

- 1 初期調査
  - (1) 対象家庭の特定
  - (2) 親権者、保護者の特定
  - (3) 任意調査
- 2 立入調査・臨検捜索
  - (1) 立入調査
  - (2) 出頭要求
  - (3) 臨検捜索
- 3 一時保護
  - (1) 制度概要

【コラム】子どもが一時保護されてしまった！

  - (2) 引き続きの一時保護の承認申立て
  - (3) 一時保護状について
- 4 面会通信制限・接近禁止命令
  - (1) 一時保護中の面会交流
  - (2) 面会通信制限
  - (3) 接近禁止命令

### 第5章 児童福祉法27条1項3号の措置

##### <フローチャート～児童福祉法27条1項3号の措置>

- 1 援助方針の決定
  - (1) 児童福祉法27条1項について
  - (2) 援助方針の選択

【コラム】訓戒・誓約書の活用
- 2 指導措置
  - (1) 制度概説（法的根拠、強制力など）
  - (2) 施設入所等の措置（3号）との関係
  - (3) 市町村による指導
- 3 施設入所等の措置
  - (1) 措置の内容
  - (2) 親権者等の意に反しないこと
  - (3) 不服申立て

【コラム】最近の社会的養護の動き（里親優先の原則）

- 4 施設入所中の親権や面会交流
  - (1) 施設入所中の親権と施設長等の権限
  - (2) 施設入所中の面会通信
  - (3) 親権者が反対する場合の非親権親・他の親族との面会交流

【コラム】子どもアドボケイト

### 第6章 児童福祉法28条の承認

##### <フローチャート～児童福祉法28条の承認>

- 1 児童福祉法28条1項に基づく申立ての準備
  - (1) 児童福祉法28条の承認制度の概要
  - (2) 申立ての準備
- 2 児童福祉法28条1項の申立て
  - (1) 申立権者
  - (2) 管轄
  - (3) 記載事項等
  - (4) 要件

【コラム】施設種別の選択
- 3 家庭裁判所における審理
  - (1) 関係者
  - (2) 審理
  - (3) 指導勧告
- 4 審判
  - (1) 種別
  - (2) 不服申立て
  - (3) 取下げ
  - (4) 効果

##### 5 児童福祉法28条2項に基づく申立て（更新）

- (1) 申立ての準備
  - (2) 申立て
  - (3) 審理・審判
- 【参考書式3】児童福祉法28条1項1号に基づく施設入所措置等承認審判申立書
- 【参考書式4】児童福祉法28条2項ただし書に基づく施設入所措置等更新審判申立書

### 第7章 親権制限

##### <フローチャート～親権制限>

- 1 親権制限の基本的な仕組み
  - (1) 親権喪失、親権停止、管理権喪失
  - (2) 審理手続
  - (3) 保全処分

【コラム】第三者が子を監護している場合に親権者に対抗する手段
- 2 未成年後見制度
  - (1) 概要
  - (2) 親権制限との関係
  - (3) 児童福祉法による親権代行との関係
  - (4) 助成制度の利用について
- 3 親権制限の活用
  - (1) 児童福祉法に基づく承認の申立てとの関係
  - (2) 医療ネグレクト

- (3) その他（生活妨害、子の財産の浪費など）

【コラム】無戸籍児・無国籍児の対応

### 第8章 養子縁組

##### <フローチャート～特別養子縁組と普通養子縁組の選択>

- 1 特別養子縁組と普通養子縁組の選択
  - (1) 普通養子縁組と特別養子縁組
  - (2) 児童福祉と養子縁組の選択

【コラム】内密出産
- 2 特別養子縁組の要件の検討
  - (1) 特別養子縁組の実体的要件
  - (2) 特別養子縁組の手続的要件（試験養育）
- 3 特別養子縁組の申立て
  - (1) 手続構造
  - (2) 特別養子適格の確認の申立て
  - (3) 特別養子縁組の成立の申立て
- 4 特別養子縁組の成立
  - (1) 実体的効果
  - (2) 戸籍手続
  - (3) 児童相談所の援助

【コラム】外国籍の子どもを養子とするには
- 5 普通養子縁組
  - (1) 普通養子縁組の要件
  - (2) 児童相談所の援助

【参考書式5】児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認申立書

### 第9章 児童虐待と刑事事件

##### <フローチャート～児童虐待と刑事事件>

- 1 児童虐待に係る刑事事件の概要
  - (1) 児童虐待に係る事件の傾向
  - (2) 性的虐待に関する刑法改正
  - (3) 残された課題
- 2 児童相談所と捜査機関との関わり
  - (1) 児童虐待と警察との関係
  - (2) 捜査の流れ
  - (3) 不起訴後の児童相談所の対応
- 3 司法面接
  - (1) 司法面接とは
  - (2) 児童相談所と司法面接
- 4 刑事手続における被虐待児支援の重要性
  - (1) 児童虐待事案における被害者支援の重要性
  - (2) 被虐待児支援のための各種制度

## 附 録

編著者対談～交錯するDVと児童虐待～

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。